

PEFC 国際規格

PEFC ST 2102:2026

---

## PEFC プロジェクト調達認証規格 - 要求事項



PEFC 評議会

1215 Geneva 15, Switzerland  
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax:  
+41 (0)22 799 45 50

E-mail: [info@pefc.org](mailto:info@pefc.org), Web:

[www.pefc.org](http://www.pefc.org)

## 著作権

© PEFC Council 202X

この規格は PEFC 評議会の著作権により保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト (www.pefc.org) から無料で入手できます。また、請求に応じて入手可能です。

PEFC 評議会の許可なく、この規格のいかなる部分も、商業目的で、いかなる形式または手段によっても、変更、修正、複製、またはコピーすることはできません。

この文書の公式版は英語です。翻訳版は PEFC 評議会または PEFC 各国認証機関から入手できます。言語の解釈に疑問がある場合は、英語版を参照してください。

文書名:PEFC プロジェクト調達規格 - 要求事項

文書番号: PEFC ST 2102:2026

承認 : PEFC 総会 承認 2026.05 13

発効日:2026-06-12

施行日:2026-06-12

## 目次

1.	適用範囲	6
2.	参照文書	8
3	用語と定義	9
4.	マネージメントシステムに関する要求事項	16
	4.1 一般要求事項	
	4.2 文書化された手順	
	4.3 責任と権限	
	4.4 プロジェクトメンバー	
	4.5 プロジェクト認証における社会、健康、安全に関する要求事項	
	4.6 デュー・デリジェンス・システム	
	4.7 検査と管理	
	4.8 苦情と根拠のある懸念	
	4.9 不適合、是正措置、および予防措置	
	4.10 記録の保持	
5	原材料の分類とトレーサビリティ	20
	5.1 原材料の確認	
	5.2 原材料の追跡	
6	認証内容の計算とプロジェクト宣言	21
	6.1 認証内容の計算	
	6.2 プロジェクト宣言	
7	PEFC 商標使用	24
	7.1 一般	
	付属書 1(規範的) マルチサイト組織によるプロジェクト調達認証規格の実施	25
	付属書2(規範的)PEFC 商標の使用に関する仕様	26

## 序文

PEFC（森林認証承認プログラム）は、森林認証、サプライチェーン、森林由来製品のラベル付けを通じて持続可能な森林及び TOF 管理を推進する世界的組織である。

PEFC 認証を受けた持続可能な森林及び TOF 管理は、PEFC が承認した国別および地域別の森林認証制度を通じて行われ、これらの制度は、PEFC の森林管理認証基準に関する持続可能性ベンチマークに準拠していることが独立機関によって評価される。PEFC の持続可能性ベンチマークに関する詳細は、PEFC のウェブサイト（[www.pefc.org](http://www.pefc.org)）を参照。

さらに、PEFC 評議会は、国際的な COC 規格（PEFC ST 2002）と PEFC 商標の使用規則（PEFC ST 2001）を定めている。COC 規格は、PEFC 主張または PEFC ラベルが付いた製品に使用される森林及び森林外樹木産原材料が、PEFC 認証を受けた持続可能な方法で管理された森林、森林外の PEFC 認証材、リサイクル材および／または PEFC 管理材からなるという信頼を提供する。

PEFC プロジェクト調達認証は、建設、改修、建築、土木工事、設備、公共施設や民間施設、内装工事、芸術作品など、さまざまな種類のプロジェクトで使用される森林及び森林外樹木産原材料のトレーサビリティを確保するものである。この PEFC プロジェクト調達規格は、PEFC 認証の COC 規格をプロジェクトに適用することを基盤としている。

本規格は、PEFC の技術文書作成手順（PEFC GD 1003:2009 に概説）に従い、幅広いステークホルダーを対象とした、オープンで透明性のある協議に基づく合意形成プロセスを経て策定された。

この規格は、2026 年 6 月 4 日をもって、PEFC GD 2001:2014「林製品の使用ガイド」の付属文書 1「特定のプロジェクトに関わる PEFC-COC の実行に関するガイダンス」に代わるものとして、附属書 1 を技術的に改正し、独立した規格として策定された。

この規格は、認証取得者にとって、継続的なプロジェクトに対するマルチプロジェクト認証、マルチサイト認証、グループ認証モデルなど、新たな可能性をもたらすものである。また、組織が建設段階における森林及び森林外樹木産原材料の責任ある調達に関する取り組みを表明することを可能にし、完了プロジェクトが PEFC 認証を取得するための基準を定めている。

PEFC 理事会は、本規格と同時に、この PEFC プロジェクト調達規格に基づく認証プロセスの実施を支援するため、認証機関に対する追加的要求事項を施行した。

移行期間は発行日から 2 年間で、2028 年 6 月 12 日にまでとする。2026 年 6 月 12 日以降、すべての新規プロジェクトは改正された要求事項に基づいて審査を受けることが可能となる。本規格の発効時点で既に進行中のプロジェクトは、移行期間終了までに新しい要求事項に移行する必要がある。ただし、2028 年 6 月 12 日より前に完了したプロジェクトは、引き続き PEFC GD 2001:2014 を使用できる。2028 年 6 月 12 日以降、PEFC プロジェクト調達認証を申請するすべてのプロジェクトは、この規格に基づいて認証を受けなければならない。

## はじめに

この規格の目的は、プロジェクトで使用される、またはプロジェクトに貢献する森林および森林外樹木産原材料が、PEFC 認証の持続可能な方法で管理された森林、リサイクル材料、および PEFC 管理材から調達されているという正確で検証可能な情報に基づいて、組織が PEFC プロジェクト調達認証の主張および宣言を行えるようにすることにある。

また、PEFC 商標を使用することで、組織がプロジェクト調達に関与していることや、完了したプロジェクトが PEFC 認証を受けていることを伝えることも可能となる。

この規格の実践的な適用と認証により、組織は持続可能な森林及び TOF 管理と責任ある森林及び森林外樹木産原材料の調達へのコミットメントを示すことができる。プロジェクトレベルで厳格な COC 管理を実施することで、組織は PEFC プロジェクト調達認証の主張と宣言を用いて、グリーンビルディング認証制度、建設関連規格、公共調達及び民間の調達要件、あるいは法令遵守に貢献することができる。また、この規格に基づく認証は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）への組織の貢献を実証するための検証可能な枠組みも提供する。

森林および森林外樹木産原材料の原産地を伝える目的は、持続可能な方法で管理された森林を原産とする製品の需要と供給を促進し、このことにより世界の森林管理を市場主導により継続的に改善する可能性を高めることにある。

## 1. 適用範囲

この文書は、様々なプロジェクト段階にわたって森林及び森林外樹木産原材料の効果的な計画、管理、検証、追跡を確実にするプロセスの実施を通じて、組織が PEFC プロジェクト調達認証を確立するための要求事項を規定している。

この規格により、組織はプロジェクト範囲に含める森林及び森林外樹木産原材料を定義することができる。プロジェクト内で使用されるすべての森林及び森林外樹木産原材料がプロジェクト範囲に含まれなくてもよい。

完成したプロジェクトが PEFC 認証プロジェクトのステータスを取得するには：

- プロジェクト範囲内で設置されたコンポーネント全体で少なくとも 70% の PEFC 認証材を含まなければならない
- プロジェクト範囲に含まれるそれぞれの設置コンポーネントには、少なくとも 70% が PEFC 認証材及びその他の制度による認証材である PEFC 管理材が含まなければならない

この規格では、プロジェクトにおける PEFC 商標の使用に関する追加的要求事項が概説されている。

さらに、本規格には健康、安全、労働条件に関する要件も含まれており、プロジェクトに関連するすべての森林及び森林外樹木産原材料について、法令遵守と問題のある出处からの原材料を回避する重要性を認識している。組織は、PEFC 認証材、PEFC 管理材、または非認証の森林及び森林外樹木産原材料を調達することができる。非認証材を使用する場合は、本規格の付属書 1 に基づき、問題のある出处からの供給のリスクを最小限に抑えるためのデューデリジェンスを実施する必要がある。

この規格により、組織は単一プロジェクト（単一プロジェクト調達認証）または複数のプロジェクト（マルチプロジェクト調達認証）の認証を取得できる。認証は、個別の組織（個別認証）、共通の連結を持つ複数の組織（マルチサイト認証）、または複数の中小企業を代表する組織（SME グループ認証）が取得できる。

PEFC プロジェクト調達認証は、PEFC 評議会が定める要件に基づく第三者適合性評価を目的として実施される。適合性評価は製品認証とみなされ、ISO/IEC 17065 に準拠しなければならない。

本規格全体を通して、「shall」という用語は、必須の規定を示すために使用される。「should」という用語は、必須ではないものの、適用および実施が期待される規定を示すために使用される。「may」という用語は、許可を示し、「can」は、本規格の利用者の能力または利用者に関与している可能性を指す。詳細については、ISO/IEC 指令第 2 部を参照。

## 2. 参照文書

以下の参照文書は、本規格の適用に不可欠である。日付付きおよび日付なしの参照文書については、その最新版（修正を含む）が適用される。

PEFC ST 2002, 森林及び森林外樹木製品の COC- 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) 参照)

PEFC ST 2003, PEFC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項  
([www.pefc.org](http://www.pefc.org) 参照)

PEFC プロジェクト調達認証要求事項に基づく認証を提供する認証機関に対する PEFC IM 追加的要求事項

PEFC ST 1003, 持続可能な森林管理- 要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) 参照)

PEFC ST 1002, グループ森林管理認証-要求事項 ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) 参照)

PEFC ST 2001, PEFC 商標規則-要求事項 (以下 PEFC 商標規則), ([www.pefc.org](http://www.pefc.org) 参照)

PEFC ST 2001-1, PEFC EUDR デュー・デリジェンス・システム 実施のための要求事項 (PEFC EUDR DDS)

PEFC 製品カテゴリー

ISO/IEC 17000, 適合性評価 – 語彙と一般原則

ISO/IEC 17065, 適合性評価-製品、プロセス、およびサービスを認証する機関に対する要求事項

ISO/IEC 17067, 適合性評価- 製品認証の基礎と製品認証スキームのガイドライン

ISO 19011, マネージメントシステムの審査に関するガイドライン

## 3. 用語と定義

### 3.1 申請プロジェクト

申請プロジェクトとは、PEFC プロジェクト 調達認証書の対象となるプロジェクトで、完了したプロジェクトではない。

### 3.2 認証含有率

設置コンポーネントに含まれる認証材の総割合は、森林及び森林外樹木樹木産原材料の投入量に基づいて算出される。認証含有率の推定には、PEFC 認証材および他の認証材である PEFC 管理材として分類された原材料のみが使用される。

出典：PEFC ST 2002、COC-要求事項

### 3.3 問題のある出处

下記に由来する森林および森林外樹木産原材料

- a) 森林及び TOF の管理に関連する国際的、国又は地域の法令及び条例(以下「法令等」という)を遵守しない行為。これらの法令等には下記の事項が含まれる。なお、下記は事例であり、これらに限定はされない。森林施業、自然や環境保護、保護種及び危惧種、財産、先住民や地域社会又はその他の影響を受けるステークホルダーのための土地保有権及び土地使用権、保健、労働及び安全の問題、反腐敗、関連する使用料及び税金の支払い等
- b) 多様な木材及び非木材の林産品やサービスを生み出す森林の生産力の持続可能性が維持されない行為、又は収穫の水準が長期的な持続を可能にする比率を超える行為。
- c) 森林及び TOF 管理活動が、ランドスケープ、エコシステム、種、又は遺伝子のレベルにおける生物多様性の維持、保全及び増大に貢献しない行為。
- d) 生態学的に重要な森林区域の確認、保護、保全、確保がなされていない行為。
- e) 下記の条件を満たす正当な理由がない状況で林地の転用が発生する行為。
  - i. 土地使用や森林/TOF 管理に関連する国及び都道府県等の法令等並びに関連する施策を遵守していること。さらに、
  - ii. 環境上重要な森林区域、文化的及び社会的な重要性を有する区域、又はその他の保護区域に悪影響を及ぼさないこと。さらに、
  - iii. 炭素貯蔵が顕著に高い森林区域を破壊しないこと。さらに、
  - iv. 長期的な森林の保全、並びに地域の経済及び/又は社会的な恩恵に対して貢献をすること。
- f) 「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言（1998 年）」の意図する目的則らない行為。
- g) 「先住民の権利に関する国際連合宣言（2007 年）」の意図する目的に則らない行為。
- h) 紛争木材。
- i) 遺伝子組み換え樹木

**注 1** (3.3 項 b、d、e に関して) 農地上に開設された 35 年以下の収穫サイクルを擁する短期ローテーションの森林プランテーションにおけるこの様な行為は「問題がある出处」とは見做されない。

**注 2** (3.3 項 i に関して) 遺伝子組み換え樹木の使用に対する規制は、予防的原則に基づいて PEFC 総会によって採択されている。遺伝子組み換え樹木は、その十分な科学的データによって、人や動物の健康や環境への影響が、現在行われている選抜育種や交雑育種などの遺伝子組み換え技術を伴わない既存の方法に基づき遺伝子的な改善がなされた樹木と同等若しくはそれ以上に好ましいことが示されるまで使用しない。

出典：PEFC ST 2002, COC-要求事項

### 3.4 腐敗行為

腐敗行為には、公務員への贈賄、公務員による横領、影響力の行使、職権濫用、不正な利益の蓄積、民間部門における贈賄および横領、マネーロンダリング、司法妨害などがあり、これらは国連腐敗防止条約に定められている。

### 3.5 完了プロジェクト

プロジェクトは、プロジェクト認証の定められた認証範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料が追加、交換、または変更されなくなった時点で完了とみなされる。

**注：**本規格の目的において、欠陥のある部品を交換または変更可能な、不具合／瑕疵担保期間については、特に明記されていない限り、プロジェクトの範囲外とし、そのような完成後における作業の有無にかかわらず、プロジェクトは完了とみなされる。

### 3.6 森林及び森林外樹木産原材料

森林由来の、あるいは PEFC 評議会によって PEFC 認証に適切と認められたその他の資源由来の原材料（森林外樹木など）。これらには、リサイクル材、一般に非木質林産物と呼ばれるおよびコルクなどの木質および非木質の原材料が含まれる。

出典：PEFC ST 2002, COC-要求事項

### 3.7 設置コンポーネント

PEFC 認証プロジェクトの範囲に含まれ、その範囲を決定するために使用される、森林及び森林外樹木産原材料を含む個別の要素。設置コンポーネントは、PEFC 製品カテゴリーを用いて定義される。文書化されたプロジェクト範囲において明示的に定義および記述されている設置コンポーネントのみが、PEFC プロジェクト調達認証の対象となる。プロジェクト範囲に含まれる設置コンポーネントは、

- a) 原材料の識別およびトレーサビリティ要求事項（5 条）の対象となる。
- b) 6 条に従って認証含有率の計算に含まれる。
- c) プロジェクトが PEFC 認証プロジェクトとして適切となるために、本規格で定義されている最低限の認証含有率の要求事項を満たす。

### 3.8 マルチプロジェクト調達認証

組織が単一の認証マネージメントシステムの下で複数のプロジェクトを同時に、または異なる時期に管理できるようにする継続的な認証プロセス。この認証プロセスでは、個々のプロジェクトが本規格の要求事項に準拠していることを保証する、中央集中型のプロジェクト調達認証マネージメントシステムの導入が求められる。

### 3.9 組織

プロジェクト調達認証プロセスの監督および管理を担当し、本規格への適合を確保する主要な申請者または企業体。組織はプロジェクト認証保有者であり、審査を実施しプロジェクト認証を発行する独立した第三者認証機関と関係を結ぶ。

組織は、認証範囲内で定義されるプロジェクトで使用される森林及び森林外樹木産原材料の調達および管理を統制し、または実体的な影響力を行使する。

**注 1:** 組織としては、デベロッパー、プロジェクトマネージャー、元請者、個人、または本規格への適合を確保する権限を持つその他の企業体など、様々な形態をとることが可能。この用語は、以前は PEFC GD 2001:2014 の附属書 1 で「管理主体」と呼ばれていた。

**注 2:** 複数拠点を持つ組織および SME グループの場合（附属書 2 の定義を参照）、中央本部が組織とみなされる。

### 3.10 PEFC 認証内容

設置コンポーネント内または完了プロジェクト内に含まれる PEFC 認証原材料の全体的な割合。受け取った森林及び森林外樹木産原材料の投入量に応じて計算される。

### 3.11 PEFC 認証原材料

a) PEFC が認める認証書を保有する供給者により PEFC 主張「100% PEFC 由来」または「x% PEFC 認証」を付して供給された森林及び森林外樹木産原材料、また PEFC 承認された森林管理規格に基づく認証を保有する供給者から当該 PEFC 承認規格の主張を付して供給された森林及び森林外樹木産原材料。

**注:** PEFC 承認規格の主張は、PEFC ウェブサイトでオンラインで公開されている。

b) リサイクル材料（PEFC の主張「X% PEFC 認証」または「100% PEFC 由来」を付したものではないもの）

出典：PEFC ST 2002, COC-要求事項

### 3.12 PEFC 認証プロジェクト

完成したプロジェクトには、合計で少なくとも 70% の PEFC 認証材が含まれており、プロジェクト範囲内の各設置済みコンポーネントには、少なくとも 70% の PEFC 認証原材料及び他の認証制度の認証原材料である PEFC 管理材が含まれる。設置コンポーネントに使用される森林及び/又は森林外樹木産原材料のうち、PEFC 認証材料ではないもの、または他の認証材料である PEFC 管理材ではないものは、問題のある出处からのものであるリスクを最小限に抑えるためにデューデリジェンスの対象としなければならない。

### 3.13 PEFC 主張

有効な PEFC 認証書保有者による、原材料／製品における PEFC 認証原材料または／および PEFC 管理材の割合に関する宣言。具体的には、「100% PEFC 由来」、「x% PEFC 認証」および「PEFC 管理材」といった主張。

**注:** PEFC が承認した略語および PEFC 主張の翻訳一覧は、PEFC ウェブサイト [www.pefc.org](http://www.pefc.org) 参照。

出典：PEFC ST 2002、COC – 要求事項

### 3.14 PEFC 管理材

PEFC が認めるデューデリジェンスシステムを通じて、組織が問題のある出処からの原材料である可能性が「極小レベル」と判断した森林及び森林外樹木産原材料。

出典：PEFC ST 2002、COC – 要求事項

### 3.15 他の認証原材料である PEFC 管理材（他の認証原材料）

PEFC が承認していない森林認証制度に基づいて認証されていると宣言された原材料で、「問題のある出処」に含まれる活動に対処し、第三者認証機関が発行した有効な森林/TOF 管理認証書または COC 認証書によって裏付けられているもの。

### 3.16 PEFC が認める認証書

PEFC 国際規格または PEFC ウェブサイトで公開されている PEFC 承認規格に基づき PEFC 公示認証機関によって発行された有効な認証書。

出典: PEFC ST 2002、COC-要求事項

### 3.17 PEFC が認めるデューデリジェンスシステム（DDS）

PEFC ST 2002 に規定されている PEFC DDS、PEFC ST 2002-1 に規定されている PEFC EUDR DDS、および PEFC ST 2002:2020 に基づいて PEFC が承認した COC 規格に規定されている PEFC DDS を対象としている。

**注：**PEFC ST 2002:2020 に基づいて PEFC が承認した PEFC COC 規格のリストは、PEFC ウェブサイト参照。

### 3.18 加工

定められたプロジェクト範囲に基づいて調達された森林及び森林外樹木産原材料を、設置用コンポーネントへと加工する活動。加工には、機械加工、組立、処理、仕上げ、あるいはプロジェクト内での使用のために材料の形状や特性を変更することが含まれる場合がある。加工は調達後に行うことができる。

### 3.19 プロジェクト

プロジェクトとは、定められた範囲内で森林及び森林外樹木産原材料を使用する建設、改修、建築、土木工事、施設、アメニティ、内装、または芸術作品を指す。プロジェクトは、明確な物理的境界、特定の地理的位置または調整された複数の場所、特定の成果物、および使用される原材料と設置コンポーネントの範囲によって定義される。

プロジェクトは、単一の構造、構造の一部、または複数の関連する構造で構成される場合があり、単一の組織によって実行される作業、またはプロジェクトメンバーと呼ばれる下請け企業を通じて実行される作業が含まれる場合がある。

**注 1** プロジェクトの例：

- a) スタジアム、住宅、オフィスビルなどの新築建築物プロジェクト。

- b) 歴史的建造物のファサードの修復、屋根のオーバーレイ、船舶の改修、鉄道橋の補強などの改修・改築プロジェクト。
- c) 建物の屋根システム、内壁パッケージ、プレハブブース、キオスク、屋台などの建造物の特定部分。
- d) 独立型彫刻などの設置型アート作品およびインスタレーション。
- e) 複合施設など、単一敷地内の関連建造物の複合体。
- f) 遊び場、公園、遊歩道、ピクニック・レクリエーション施設などの屋外インフラおよび公共施設。
- g) 木製橋、遊歩道、交通シェルターなどの土木・都市建造物。
- h) 造り付けの木工製品（例。公共建築物用に購入された座席、受付カウンター、ベンチなど）

**注 2:** 完了プロジェクトは、特定の場所または複数の場所で建設され、その後別の場所に移動される場合がある。

### 3.20 プロジェクトメンバー

プロジェクト範囲内で活動し、以下の責任を負う組織以外の事業者。

a) 森林及び森林外樹木産原材料の調達。および/または

b) プロジェクトサイトにおける森林及び森林外樹木産原材料の加工

設置プロジェクトメンバーがプロジェクトサイト外で原材料の加工を行ったり、プロジェクトサイトに原材料を搬入したりする場合は、供給者とみなされる。

**注:** マルチサイト認証書内のサイトおよび SME グループの参加者は、プロジェクトメンバーが認証書を共同保有しないため、プロジェクトメンバーとはみなさない。

### 3.21 プロジェクト範囲

本規格の要求事項が適用されるプロジェクトの範囲には、以下が含まれる

- a) プロジェクトの名称と説明
- b) 建設中の特定の地理的位置、または調整された複数の場所
- c) 設置コンポーネントのリストとそれぞれの説明
- d) プロジェクト期間

**注:** プロジェクト期間とは、プロジェクトの申請/開始からプロジェクト完了（完了プロジェクト）までの予定期間を指し、プロジェクトの進捗状況を反映して必要に応じて更新される。

e) プロジェクトメンバー、氏名、連絡先、役割、責任、および認証状況

f) 該当する場合、組織ではない投資家、デベロッパー、またはプロジェクト所有者

**注 1:** プロジェクト期間中、組織は認証機関と協議の上、プロジェクト範囲に含まれる設置コンポーネントを変更できる。

**注 2:** 一時的なコンポーネントもプロジェクト範囲の一部となる場合がある。

### 3.22 リサイクル材

以下の森林及び森林外樹木産原材料である。

- (a) 製造プロセスの中で廃棄物から再生したもの。但し、加工直し、研磨直し、又はプロセスの中で発生する破片等の再使用で、それが発生したものと同一のプロセスに再利用することができ

るものは除外される。また、製材副産物（おが屑、木片、木の皮など）や林地残材（木の皮、枝、根など）も除外される。これらは、いずれも「廃棄物」とは見做さない。

- (b) 製品の最終ユーザーの段階で家庭又は商業、工業、研究施設などから発生したもので、それ以上当初の目的に使用することができないもの これには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。

**注 1：** 前項「(a)の文中「それが発生したものと同一のプロセスで再利用することができる」とは、一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレスによって生成される残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とは見做さない。

**注 2：** この定義は ISO14021 の定義を根拠とする。

**注 3：** PEFC GD 2001 には、リサイクル材料のさまざまな例が示されている。

### 3.23 単一プロジェクト認証

組織の責任において、明確に定義された単一のプロジェクトに適用される認証プロセス。認証は当該プロジェクトのみを対象とし、定められた期間のみ適用される。

単一プロジェクト調達認証は、プロジェクトが完了し、認証機関が最終審査において本規格の要求事項への適合性が確認された後、PEFC データベースに完了プロジェクトとして登録される。

### 3.24 根拠のある懸念

PEFC プロジェクト調達規格の要求事項への重大な不適合、および／または PEFC の評判リスクを示唆する、証拠または証拠によって裏付けられた情報または苦情。

**注：** 根拠のある懸念とは、第三者の懸念だけでなく、組織自身の懸念も含まれる場合がある。

出典：PEFC ST 2002、COC-要求事項

### 3.25 供給者

供給者とは、プロジェクト範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料を組織あるいはプロジェクトメンバーに供給する主体。供給者は、PEFC 認証材または PEFC 管理材を供給するためには、有効な PEFC COC 認証を取得し、関連するすべての PEFC COC 要求事項を遵守しなければならない。

**例：** クロス・ラミネーテッド・ティンバー（CLT）を製造し、プロジェクトメンバーとの契約関係に基づいてプロジェクトサイトに供給する製材所は供給者とみなされる。プロジェクトメンバーは、原材料の調達を行い、その原材料に対し法的所有権を持ちプロジェクトサイトに CLT を設置する。製材所の役割は、原材料の納入をもって終了する。

出典：PEFC ST 2002、COC-要求事項

### 3.26 一時的コンポーネント

足場、型枠、仮設支柱、保護カバー、その他の補助構造物などのためプロジェクトの建設段階で非恒久的に使用される森林及び森林外樹木産の部材。これらはプロジェクトの範囲に含まれてもよい。

## 4. マネージメントシステム要求事項

### 4.1 一般要求事項

**4.1.1** 組織は、PEFC プロジェクト調達認証プロセスの適切な実施と維持を確保するため、本規格の要求事項に従ってプロジェクト調達認証マネージメントシステムを運用しなければならない。マネージメントシステムは、対象となるプロジェクトの種類、規模、および複雑性に対し適切なものでなければならず、プロジェクト調達認証の適用範囲内にあるすべてのプロジェクトメンバーの業務を網羅しなければならない。

**4.1.2** 組織は、その事業活動において不正行為に関与してはならず、違法な供給源に由来する原材料に関して根拠のある懸念を受けている森林及び森林外樹木産原材料を使用してはならない。

注：最低限、違法な供給源については、PEFC の問題のある出処の定義（本規格の 3.3 a）に沿って解釈されなければならない。

**4.1.3** 組織は、各プロジェクトのプロジェクト範囲を定義し、最新の記録を維持しなければならない。

**4.1.4** 組織は、各プロジェクトにおいて本規格の適用されるすべての要求事項への適合を確保するために必要なインフラストラクチャ及び技術的設備を特定し、提供し、維持しなければならない。

**4.1.5** 複数プロジェクト認証を取得した組織は、プロジェクト調達認証範囲内のプロジェクト一覧（各プロジェクトのステータスを含む）を維持しなければならない。

**4.1.6** マルチプロジェクト認証を取得した組織は、プロジェクトの建設段階のいかなる時点でも、そのプロジェクトをマネージメントシステムのプロジェクト範囲に追加することができる。ただし、プロジェクトのステータスが、プロジェクト完了前に認証機関による少なくとも 1 回の現地審査を可能とし、かつ組織が本規格への適合性を示すために必要なすべての記録を保持している場合に限る。

### 4.2 文書化された手順

**4.2.1** 組織は、PEFC プロジェクト調達認証マネージメントシステムに関する文書化された手順を確立しなければならない。

**4.2.2** マルチプロジェクト認証の場合、文書化された手順では、マネージメントシステムの下ですべてのプロジェクトにプロセスを適用する方法と、個別の審査を可能にするためにプロジェクト毎の詳細（場所、材料、納期、プロジェクトメンバーなど）を記録する方法を定義しなければならない。

### 4.3 責任と権限

**4.3.1** 組織は、本規格に従ってプロジェクト調達の要求事項を実施および維持することへのコミットメントを定義し、文書化しなければならない。このコミットメントは、組織のマネージメントシステムに統合され、関係者、プロジェクトメンバー、およびその他の利害関係者に伝達されなければならない。

**4.3.2** 組織は、違法な供給源からの調達を行わないという文書化されたコミットメントを有しなければならない。

**4.3.3** 組織の経営者は、他の責務に関わらず、組織の PEFC プロジェクト調達認証に関する総括的

な責任と権限を有する者を任命しなければならない。この者は、各プロジェクトの期間中、マネジメントシステムの導入、維持、検証を監督しなければならない。

**4.3.4** 任命される人物は、この役割を果たす権限、能力、および能力を有する限り、社内スタッフまたは外部機関としてもよい。

**4.3.5** 組織は、各プロジェクトについて、マネジメントシステムの実施に関する責任と権限を確立、定義し、文書化しなければならない。

**注：**PEFC プロジェクト調達認証に関する責任と権限を組織内の複数の役割に重複して割り当ててもよい。

**4.3.6** 組織は、責任と権限を持つ組織内外のすべての人員が、割り当てられた責任と権限に関連する適切研修、教育、スキル、および経験に基づいて能力があり、その記録を保持していることを確認しなければならない。

## 4.4 プロジェクトメンバー

**4.4.1** 組織は、森林及び森林外樹木産原材料の調達、加工、および/または設置に関連する活動を実行するすべてのプロジェクトメンバーを監視し、監督しなければならない。

**4.4.2** 組織は、プロジェクトメンバーが組織の管理システムに基づく責任を認識し、同意していることを保証し、文書化しなければならない。

**4.4.3** 組織は、すべてのプロジェクトメンバーがこの規格の要求事項に準拠していることを保証するための有効な手順を確実に実施しなければならない。

**4.4.4** プロジェクトメンバーは、プロジェクト範囲内の森林及び森林外樹木産原材料のみをプロジェクトサイトで加工または受領しなければならない。プロジェクトメンバーが森林及び森林外樹木産原材料をプロジェクトサイト外で加工または受領する場合は、供給者とみなされ、規格の各要求事項（PEFC 認証原材料を供給するために PEFC 認証書を保有するなど）をすべて遵守しなければならない。

**4.4.5** プロジェクトメンバーがサイト外で加工を行う場合、プロジェクト範囲内の森林及び森林外樹木産原材料の識別とトレーサビリティがプロジェクト期間を通じて維持されるようにするためのプロセスを整備していなければならない。

## 4.5 プロジェクト認証における社会、健康、安全に関する要求事項

**4.5.1** 組織は、この規格で定義された社会的、健康的、および安全上の要求事項を遵守する取り組みを実証しなければならない。

**4.5.2** 組織は、以下の事項を実証しなければならない。

a) 労働者が自由に団結し、代表者を選出し、雇用主と団体交渉を行うことを妨げられていないこと

b) 強制労働は行われていないこと。

c) 法定最低年齢、15 歳、または義務教育就学年齢のいずれか高い方の年齢に達していない労働者が雇用されていないこと

- d) 労働者が平等な雇用機会および待遇を否定されていないこと
- e) 労働条件は安全や健康を危険にさらすものではなく、すべての国内労働法および職業上の安全衛生法に準拠していること

## 4.6 デュー・デリジェンス・システム

**4.6.1** 組織は、PEFC が認めるデュー・デリジェンス・システム（情報収集、リスク評価、リスク軽減）に従ってデュー・デリジェンスを実施し、プロジェクトの範囲内で使用される森林及び森林外樹木産の投入原材料が、問題のある出処に由来するリスクが無視できる程度であることを保証しなければならない。

**4.6.2** 以下のものは無視できるリスクとみなされる。

- a) PEFC が認める認証を保有する供給者から PEFC 主張を付して納入された原材料。
- b) リサイクル材。
- c) 組織が「問題のある出処」に該当する活動に対応しており、第三者による独立した認証に基づいていることを証明できる他の認証原材料である PEFC 管理材。

**4.6.3** デュー・デリジェンスの実施中に、当該原材料が以前にサプライチェーンの上流段階において PEFC 認証の対象となっていたことが判明した場合、当該原材料は、問題のある出処に由来するリスクが無視できるものとして分類可能である。

## 4.7 検査と管理

**4.7.1** 組織は、本規格の要求事項への適合性に関する内部監査プログラムを実施しなければならない。内部監査は、リスクベースのアプローチに基づき、プロジェクトメンバーの本規格要求事項への適合性についても対象としなければならない。

**注：**リスクベースのアプローチで使用される基準の例としては、プロジェクトメンバーの PEFC COC 認証状況、プロジェクトの範囲内で実施される活動の種類、または原材料の混在やトレーサビリティの不備のリスクなどがあげられる。

**4.7.2** 組織は、すべてのプロジェクトが内部監査プログラムの対象となることを確実にしなければならない。内部監査プログラムには、初期内部監査、定期年次内部監査、および完了したプロジェクトの最終内部監査が含まれる。

**注 1：**この規格において、「年次」とは、12 ヶ月に 1 回の頻度を指し、±3 ヶ月の変動が許容される。

**注 2：**プロジェクトの期間が 18 か月未満の場合は、定期年次内部監査は必要ない。

**4.7.3** 組織は、単一プロジェクト調達認証の場合、初回内部監査が認証機関による初回審査の前に実施されることを確実にしなければならない。マルチプロジェクト調達認証の場合、初回内部監査は、プロジェクトの認証範囲に追加される前に実施されなければならない。

**4.7.4** 組織の経営陣は、少なくとも 12 ヶ月ごとに内部監査および外部審査の結果をレビューし、特定された問題に対処するための適切な是正措置および予防措置が確立されていることを確認しなければならない。

**4.7.5** 初回内部監査の経営陣によるレビューは、外部審査の前に実施しなければならない。

## 4.8 苦情と根拠のある懸念

4.8.1 組織は、苦情および／または根拠のある懸念に対処するための手順を確立しなければならない。

4.8.2 組織は、書面による苦情を受領した場合、以下を行わなければならない。

- a) 10 営業日以内に苦情申立人に苦情を正式に受領した旨を伝える。
- b) 苦情を評価・検証し、苦情に関する決定を下すために必要なすべての情報を収集・検証する。3 か月以内に決定を下すことが不可能な場合は、組織は苦情申立人およびその認証機関にその旨を通知する。
- c) 苦情に関する決定および苦情処理プロセスを苦情申立人に正式に伝える。
- d) 必要に応じて、適切な是正措置および予防措置が講じられるようにする。

4.8.3 組織は、受け取った、または認識した、根拠のある懸念について、PEFC 評議会、PEFC 認可団体、および認証機関に通知しなければならない。

4.8.4 組織は、根拠のある懸念事項が特定された日から 10 営業日以内に、速やかに調査を開始しなければならない。

**注：**PEFC ST 2002 COC 要求事項の付属書 1 の第 5 章には、調査の指針となり得るリスク緩和手順が含まれている。

4.8.5 組織は、違法な供給源に由来する疑いがあるという確証のある懸念を受けた森林及び森林外樹木産原材料については、調査によってその懸念が解消されるまで、いかなる事業においても当該原材料を使用してはならない。

4.8.6 組織は、PEFC プロジェクト調達認証の対象となるプロジェクトで使用される原材料が違法な供給源に由来する疑いがある場合、その事実を知らされた場合、または根拠のある懸念を受けた場合、直ちに PEFC 商標の使用を中止しなければならない。

4.8.7 組織は、認証機関、PEFC 評議会、PEFC 認可団体を含む関係者に対し、調査結果および根拠のある懸念の解決状況を通知しなければならない。

4.8.8 組織の調査によって懸念事項が解消できない場合は、当該原材料を使用してはならない。既に完成しているプロジェクトの場合は、組織は顧客にもその旨を通知しなければならない。もしそれが完了プロジェクトの場合、組織は、プロジェクトに関連して商標を使用している他の PEFC 商標ライセンス保有者、および違法な供給源が確認されたことによる PEFC 認証資格の喪失によって影響を受ける可能性のある者（例えば、投資家、プロジェクトオーナー（当該組織と異なる場合））にも通知しなければならない。

## 4.9 不適合、是正措置、および予防措置

4.9.1 組織は、内部監査、外部審査、苦情、根拠のある懸念、またはその他の手段により、本規格への不適合が特定された場合、直ちに以下の措置を講じなければならない。

- a) 問題を是正するための是正措置を確立する
- b) 是正措置の有効性を検証する
- c) 問題の再発を防止するための予防措置を確立し、必要に応じてマネジメントシステムを調整する
- d) 予防措置の有効性を検証する

4.9.2 マルチプロジェクト調達認証を実施する組織が不適合を特定した場合、組織は、不適合の影響が特定のプロジェクトのみに及ぶのか、マネジメントシステム全体に及ぶのかを特定し、不適合を是正するために適切な措置を講じなければならない。

## 4.10 記録の保持

**4.10.1** 組織は、自らおよびすべてのプロジェクトメンバーが本規格の適用可能なすべての要求事項を遵守していることを示す記録を保持しなければならない。

**4.10.2** 組織は、関連するすべての記録を、プロジェクトの完了後少なくとも 5 年間保持しなければならない。

## 5. 原材料の分類とトレーサビリティ

### 5.1 原材料の分類

**5.1.1** 組織または関連するプロジェクトメンバーは、定められたプロジェクト範囲内で森林及び森林外樹木産原材料の納入毎に、供給者から以下の情報を記載した文書を取得しなければならない。

- a) 供給者識別情報
- b) 製品識別情報
- c) 製品数量
- d) 納入日、プロジェクト期間、または会計期間に基づく納入識別情報

**5.1.2** PEFC 認証主張を付して納入される原材料、または他の認証原材料である PEFC 管理材として主張を付して納入された原材料については、文書に以下の情報も含めなければならない。

- a) 納入の顧客となる組織の名称、または関連するプロジェクトメンバーの名称
- b) 該当する認証主張
- c) 供給者の PEFC COC 認証の認証番号、または他の森林認証制度における供給者の認証番号

**注：**納入文書の例としては、必要な情報が記載された請求書または納品書などがある。

**5.1.3** 組織、または該当する場合、プロジェクトメンバーは、PEFC 認証を主張して納入されたすべての原材料について、PEFC ウェブサイトで供給者が納入原材料の範囲をカバーする有効な PEFC が認める認証書を保有していることを確認しなければならない。

**5.1.4** 組織は、他の森林認証制度による認証の主張を付して納入されたすべての原材料について、供給者が納入原材料の範囲をカバーする有効な認証書を保有していることを確認しなければならない。

**5.1.5** 組織は、リサイクル材として分類されるすべての原材料についてその適格性を確認し、記録を保管しなければならない。

### 5.2 原材料の追跡

**5.2.1** 組織は、定められたプロジェクト範囲内のすべての森林及び森林外樹木産原材料が、調達または取得および受領の時点から加工および最終設置に至るまで、識別および追跡可能であることを保証しなければならない。

**5.2.2** 組織は、プロジェクトのどの時点においても 5.2.1 への適合性を実証できなければならず、これらに限定されるものではないが、定義されたプロジェクト範囲に含まれる森林及び森林外樹木産原材料の納入に関連する供給者および関連文書を含む記録を保持しなければならない。

## 6. 認証内容の計算とプロジェクト宣言

### 6.1 認証内容の計算

**6.1.1** 組織は、完了したプロジェクトが PEFC 認証プロジェクトとして適格であることを確認するために、以下の事項を証明するのに十分な文書化された情報を保持しなければならない。

- a) 定められたプロジェクト範囲全体にわたって計算された、プロジェクト全体の認証原材料含有量が 70%以上であること。
- b) 定義されたプロジェクト範囲に含まれる各設置コンポーネントが、PEFC 認証原材料およびその他の認証原材料である PEFC 管理材からなり、少なくとも 70%の認証原材料を含んでいること。

**6.1.2** 組織が、定められたプロジェクト範囲に投入、使用されるすべての森林及び森林外樹木産原材料が 70%以上の PEFC 認証原材料であることを証明できる場合、それ以上の計算を行うことなく、これをプロジェクト全体の認証原材料として決定することができる。

**注:** 設置コンポーネントの小さく機能的に重要でない部分を形成し、プロジェクトの全体的な認証または管理材の含有量に実質的な影響を与えない、プラグ、ダボ、ビスケットなどの小さな森林及び森林外樹木産の部品は、認証コンテンツの計算に含める必要はない。

**6.1.3** 組織は、6.1.2 に記載されている PEFC 認証計算内容を適用して、PEFC 認証内容または設置コンポーネント レベルでの認証内容を計算できる。

**6.1.4** 組織が 6.1.2 項に従ってプロジェクトレベルの認証含有量を決定できない場合、組織は以下の式に従ってプロジェクト範囲全体のレベルで PEFC 認証含有量を計算しなければならない。

$$\text{PEFC 認証含有量 [\%]} = \frac{\text{PEFC 認証原材料の量}}{\text{森林及び森林外樹木産原材料の総量}} \times 100$$

**6.1.5** 組織は、6.1.3 に従って PEFC 認証材含有量または設置コンポーネントレベルの認証材含有量を算出できない場合、設置コンポーネントレベルでの PEFC 認証材含有量を以下の式に従って算出しなければならない。

$$\text{PEFC 認証含有量 [\%]} = \frac{\text{PEFC 認証原材料の量}}{\text{設置コンポーネントレベルの森林及び森林外樹木産原材料の総量}} \times 100$$

**6.1.6** 設置コンポーネント レベルの PEFC 認証含有量に、6.1.1.b) で要求される 70% 以上の PEFC 認証材が含まれていない場合、次の式に従って、設置コンポーネントが他の認証原材料である PEFC 管理材の認証含有量が 70% 以上に達しているかどうかを確認するために、認証材の割合を計算することができる。

$$\text{認証含有量 (\%)} = \frac{\text{PEFC 認証原材料の量} + \text{その他の認証材である PEFC 管理材の量}}{\text{設置コンポーネントレベルでの森林及び森林外樹木産原材料の総量}} \times 100$$

**6.1.7** リサイクル材は、PEFC 認証含有率の計算において、PEFC 認証材料の投入量として計上されなければならない。

**注：**他の認証制度において「リサイクル」と表示されて材料が納入された場合、当該認証制度におけるリサイクルの定義が PEFC の定義と一致している場合にのみ、当該材料はリサイクル材として受け入れられ、PEFC 認証原材料の投入量として計上される。

**6.1.8** 組織は、計算対象となるすべての原材料について、単一の共通測定単位に基づいて認証含有率を計算しなければならない。

**注 1：**プロジェクトに複雑に多様な製品が組み込まれている場合、そのような単一の測定単位を決定することは困難な場合がある。組織が、公式の換算比または社内で算出した換算比に基づいて、共通の体積または重量測定単位が見つからないことを証明できる場合は、単一の通貨単位による価値に基づいて計算することができる

**6.1.9** 投入原材料／製品に認証原材料が一部しか含まれていない場合、認証含有量に相当する量のみが認証原材料として計算式に入力されなければならない。残りの原材料は PEFC 管理材として計算に入力されなければならない。認証内容の計算についても、同じルールが適用される。

**例：**あるプロジェクトには、床と屋根という 2 つの設置コンポーネントがプロジェクトの範囲に含まれている。

床：

投入原材料：100%PEFC 認証材 5 トン及び PEFC 管理材 1 トン

認証材含有量の計算： $5/(5+1)*100=PEFC$  認証材 83%

屋根：

投入原材料：XWZ 認証材 1 トン及び 70%PEFC 認証材 2 トン

認証材含有量の計算： $(1+1.4)/(1+2)*100=PEFC$  認証材 80%プラスその他認証材である PEFC 管理材

プロジェクト全体での認証材含有量の計算： $(5+1.4)/(5+1+1+2)*100=71%$

完成したプロジェクトは PEFC 認証プロジェクトとみなすことができる。

## 6.2 プロジェクト宣言

**6.2.1** 組織は、完了プロジェクトごとに、認証機関に以下の情報を提供しなければならない。

- a) プロジェクト名および所在地
- b) プロジェクトの完了日
- c) PEFC プロジェクト調達管理システムを運用する組織の名称
- d) PEFC 製品カテゴリーに基づくプロジェクト範囲に含まれる設置コンポーネントのリスト、およびそれぞれの簡単な説明

**注：**完了プロジェクトが PEFC 認証プロジェクトの要求事項を満たしている場合、プロジェクト宣言は PEFC ウェブサイトから PEFC 公開データベースに掲載される。

## 7. PEFC 商標使用

### 7.1 一般事項

**7.1.1** 組織は、PEFC 評議会または当該組織の本拠地である国の PEFC 認可団体と、PEFC 商標使用契約を締結しなければならない。

**7.1.2** PEFC 商標（PEFC ロゴ、ラベル、PEFC イニシャル）の使用は、PEFC ST 2001、PEFC 商標規則、および本規格に適用されるすべての要求事項に準拠しなければならない。

**注：**付属書 2 には、プロジェクト調達認証における PEFC 商標の使用に関する追加的要求事項が記載されている。

## 付属書 1 マルチ組織および SME グループプロジェクト組織によるプロジェクト調達認証要求事項の実施

PEFC プロジェクト調達は、PEFC ST 2002 の要求事項に従って、マルチサイトおよび生産者グループ（プロジェクト調達グループ）を通じて実施される場合がある。

## 付属書 2（規範的）：PEFC 商標の使用に関する仕様

### 1. 一般事項

**1.1** PEFC の商標は、申請プロジェクト、完成プロジェクト、または設置コンポーネントに関連して使用することができる（以下「プロジェクト使用」という）。

- a) プロジェクト内で直接使用（例：銘板、看板など）
- b) 申請プロジェクト、完成プロジェクト、または設置コンポーネントに関する言及を通じて間接的に使用（例：ウェブサイト、マーケティング資料）

**1.2** プロジェクト使用の場合、PEFC 商標は、使用対象となるプロジェクトに割り当てられた PEFC 商標ライセンス番号と併せて使用しなければならない。

**1.3** PEFC 商標は、申請プロジェクト、完了プロジェクト、設置コンポーネント、または PEFC 認証林もしくは TOF（森林由来材）における森林及び森林外樹木産原材料の原産地についての言及以外でも使用できる。例えば、PEFC プロジェクト調達認証書を保有していることを示す場合など。この使用は、以下「プロジェクト外使用」と呼ぶ。

**1.4** PEFC 商標は、本規格で承認されたメッセージのいずれかと併せて使用しなければならない。なお、PEFC ラベルジェネレーターには、追加のラベルメッセージが含まれている場合がある。PEFC 商標の利用者が、本規格または PEFC ラベルジェネレーターで提供されるメッセージとは異なるメッセージを使用する場合は、PEFC ラベルジェネレーターを通じて PEFC 評議会の承認を得なければならない。

**1.5** 承認された PEFC メッセージは、PEFC ロゴなしで使用することができる。その場合、メッセージには、該当するプロジェクトまたは組織の PEFC 商標ライセンス番号を併記しなければならない。

### 2. 申請プロジェクトにおける PEFC 商標の使用に関する技術的要求事項

**2.1** 原則として、申請プロジェクトにおいて PEFC 商標を使用できるのは、申請組織のみである。他の組織が申請プロジェクトにおいて PEFC 商標を使用したい場合は、PEFC 評議会事務局および当該組織の本拠地である国の PEFC 認定機関に通知しなければならない。

**2.2** PEFC 商標は、PEFC データベースに登録され、PEFC ウェブサイトに掲載された後にのみ、申請プロジェクトにおいて使用できる。

**2.3** 申請者は、申請プロジェクトにおいて、PEFC ラベルに以下のいずれかのメッセージを付し、プロジェクト内で直接的または間接的に表示しなければならない。

- a) 「[組織名]は、本プロジェクトにおける[設置コンポーネント名]に PEFC 認証原材料を使用しています。」
- b) 「[組織名]は、[本プロジェクト]における森林及び森林外樹木原材料の責任ある調達のための PEFC プロジェクト調達管理システムを導入しています。」

注：PEFC 評議会が承認したその他のラベルメッセージは、PEFC ラベルジェネレーターから入手できる場合がある。

2.4 ラベルメッセージがどのプロジェクトまたは設置コンポーネントに関連しているかが明確でない場合は、[このプロジェクト]をプロジェクトまたは設置コンポーネントの実際の名前に置き換えなければならない。

### 3 完了プロジェクトにおけるプロジェクト使用に関する技術的要求事項

3.1 組織は、完成したプロジェクトにおいて、PEFC 認証を取得している場合に限り、PEFC ラベルをプロジェクトに使用してもよい。

3.2 組織は、PEFC 認証を取得済みの完成プロジェクトにおける設置コンポーネントに関して、当該コンポーネントの少なくとも 70%が PEFC 認証原材料である場合に限り、PEFC ラベルをプロジェクトに使用してもよい。

3.3 プロジェクト範囲がプロジェクト内の森林及び森林外樹木産原材料で作られたすべての設置コンポーネントを対象としている場合、組織はプロジェクトに「PEFC 認証」ラベルを物理的に表示し、以下のいずれかのメッセージを付記してもよい。

- a) 「この[プロジェクト/設置コンポーネント]で使用されているすべての森林及び森林外樹木産原材料は、持続可能な方法で管理された森林、リサイクル、および/または管理材から調達されています。」
- b) 「この[プロジェクト/設置コンポーネント]では、持続可能な方法で管理された森林、リサイクル、および/または管理材から調達された森林及び森林外樹木産原材料を使用されています。」
- c) 「この[プロジェクト/設置コンポーネント]は、すべての森林及び森林外樹木産原材料の責任ある調達を実証する PEFC プロジェクト調達認証を取得しました。」
- d) 「すべての森林及び森林外樹木産原材料が持続可能な方法で管理された森林、リサイクル、および/または管理材から調達されていることを保証するため、[このプロジェクト/このプロジェクトの設置コンポーネント]に PEFC プロジェクト調達管理システムが導入されています。」

注：組織は、設置コンポーネントに言及するためにこれらのメッセージを使用することもできる。

3.4 組織は、プロジェクト範囲が、プロジェクト内の森林及び森林外樹木産原材料で作られた一部の設置コンポーネントのみを対象としている場合、プロジェクトに「PEFC 認証」ラベルを物理的に表示し、以下のいずれかのメッセージを添えてもよい。

- a) 「本プロジェクトの[設置コンポーネント名]に使用されている森林及び森林外樹木産原材料は、持続可能な方法で管理された森林、リサイクル材、および/または管理材から調達されています。」
- b) 「本プロジェクトの[設置コンポーネント名]には、持続可能な方法で管理された森林、リサイクル資源、および/または管理材から調達された森林及び森林外樹木産原材料が使用されています。」
- c) 「本プロジェクトは、PEFC プロジェクト調達認証を取得し、[設置コンポーネント名]に使用されている森林及び森林外樹木産原材料の責任ある調達を行っています。」
- d) 「本プロジェクトでは、PEFC プロジェクト調達管理システムが導入されており、[設置コンポーネント名]が持続可能な方法で管理された森林、リサイクル材、および/または管理材からのものであることを確保しています。」

3.5 有効な商標ライセンスを保有する組織または他の事業体は、プロジェクトの耐用年数期間中、PEFC 商標を引き続き使用することができる。商標の使用は、PEFC ST 2001 および本規格の要求事項に引き続き準拠しなければならない。組織が、認証プロジェクト範囲内に設置されたコンポーネントの交換/変更

があり、PEFC 商標／主張の使用を継続する場合、交換は同等の調達およびトレーサビリティ管理に従う  
必要があり（記録も必要）、そうでない場合は商標の使用を一時停止しなければならない。

#### 4 プロジェクト外での使用に関する技術的要求事項

4.1 プロジェクト外で使用する場合、組織は PEFC 商標と自社の PEFC 商標ライセンス番号を併記して  
使用しなければならない。

4.2 継続的なマルチプロジェクト認証を取得している組織は、以下のいずれかのメッセージを製品外ラベ  
ルに表示することで、認証状況を伝えることができる。

- a) 「[組織名] は、プロジェクトのために森林及び森林外樹木産原材料の責任ある調達について PEFC  
により認証されたプロジェクト調達管理システムを取得しています。」